

# 洛北高等学校生徒心得

## 1 通学について

- (1) 通学時には常に交通ルールを守り、安全を旨とすること。
- (2) 予鈴時刻（8時30分）までに登校し、余裕をもって授業に臨むこと。
- (3) 自転車通学を希望するものは「自転車通学願」を生徒指導部に提出して許可を受けること。
  - ア 許可を受けた者は「許可シール」を自転車に貼り、施錠を忘れず定められた場所に置くこと。
  - イ 自転車通学者は、二人乗り、傘差し運転、並列進行、夜間の無灯火、携帯操作、ヘッドホン・イヤホン装着他、交通ルール違反を決してしてはならない。違反した場合、一定期間許可を停止または取り消すことがある。

## 2 制服について

### (1) 購入について

- ア 所定のブレザー、ズボン、スカートとネクタイまたはリボン（各2タイプから選択することができる）を基本とする。
- イ 夏用ズボン、夏用スカート、ベスト、セーター（2タイプから選択することができる）は、所定のものからオプション購入とする。
- ウ シャツ類は白色で無地のカッターもしくは、ブラウスとする。セーター類、防寒衣については、着用基準に基づき各自で用意すること。
- エ 譲り受けた制服が採寸基準を満たさない場合（スカート丈が膝頭中央を満たさないなど）は、新たに購入すること。

### (2) 着用について

- ア 冬期（11月～4月）  
ブレザー、ズボン、スカート、定められたシャツ類、ネクタイまたはリボンを着用する。
- イ 夏期（6月～9月）  
ズボン、スカート、定められたシャツ類を着用する。ネクタイまたはリボンの着用は随意とする。  
ただし、フォーマル時（式典時や校外学習時等）は、ネクタイまたはリボンを着用する。
- ウ 春秋期（5月・10月）  
気象条件などから、この期間については、冬、夏いずれの服装でもよい。ただし、フォーマル時は、ネクタイまたはリボンを着用する。
- エ ベストは通年着用してもよい。ただし所定のものに限る。
- オ セーターの着用は冬季及び春秋期とする。なお、春秋期のみ指定セーターでの登下校を認める。また、校内の学習活動時も指定セーターは上着とすることを認める。
- カ 厳寒期、コート、ジャンパー等の防寒衣を着用する場合は、登下校時にブレザーの上に着用するものとし、教室内で着用してはならない。
- キ 制服を变形すること及び品位を損なうような着用の仕方は禁止する。なお、変形・加工した場合は、再購入を指導する。

### (3) その他

- 身体上やむを得ない事情等で制服の着用ができない場合は、生徒指導部の許可を受けること。

### 3 身だしなみ、履き物、所持品等について

- (1) 生徒証明書は、常に携行すること。
- (2) 服装（制服）、髪型は常に清潔、端正を旨とすること。また、頭髮加工、化粧、装飾品を身につけること等はしてはならない。
- (3) 履き物は平底靴とする。
- (4) ブレザー左衿の位置に校章をつけること。
- (5) 所持品は、すべて氏名を明記しておくこと。
- (6) 学校生活に不必要な品物、必要以上の金銭、貴重品等を学校内に持ち込まないこと。
- (7) 携帯電話については、始業から放課後まで使用しないこと。
- (8) 学校での納付、支払い等のために持参した現金は、速やかに納付、支払いを済ませること。盗難防止のため、教室、更衣室等には絶対に放置しないこと。

### 4 学校での生活について

#### (1) 二足制

- ア 校舎内は、指定の上履きを使用する。
- イ 特別教室等、別に指示された場所では、その指示に従うこと。

#### (2) 授 業

- ア チャイムが鳴るまでに着席し、授業の準備をして待つこと。
- イ 授業時は所定の席に着き、みだりに席を替わったり立ったりしないこと。また、かりそめにも授業を妨害するような言動があってはならない。
- ウ やむをえず欠課、欠席する場合は、必ず8時30分までに、保護者が学校へ教育プラットフォームで連絡すること。難しい場合は電話を通じて学校へ連絡すること。その際、留守番電話の場合は、中学校・高校別、学年、組、氏名、理由を吹き込むこと。
- エ 欠課、欠席等は、すべて所定の用紙で届け出ること。

#### (3) 定期考査

- ア 考査は公正に受けること。考査中のわき見、私語、物品の貸借などは厳禁する。不正行為があった場合は、特別指導の対象となるとともに、該当科目の考査の点数を0点とする。
- イ 考査時は、講座名列順に着席すること。
- ウ ・考査開始前に、鉛筆、消しゴム以外の所持品は全部廊下へ出すこと。
  - ・考査中は筆箱・下敷きの使用を禁止する。
  - ・机の中に教科に関するプリント類を入れたままの受験は、不正行為とみなす。
  - ・携帯電話は、アラーム機能の設定を解除し、電源を切り、カバンの中に入れておくこと。
  - ・携帯電話をポケットに入れたまま受験することや、着信音などのバイブレーションの音がなっても、生徒指導の対象である。
- エ 考査開始後15分以上遅刻した場合は、その考査の受験はできない。
- オ 考査終了前の途中退室は禁止する。
- カ 考査終了のチャイムがなっても、答案回収が終わるまで静かに着席していること。
- キ 答案回収が完了するまで、次の考査を受ける生徒はその教室には入室できない。
- ク 欠席者に対する追試験は行われない。
- ケ 考査を欠席した場合は、原則として該当科目は0点となる。なお、所定の手続きを経て「考査欠席届」を出した場合は考慮される。(病気による欠席の場合は必ず医師の診断を受け、そのことがわかるものを添付すること)
- コ 自分の考査が終わっても、他に考査が続いている場合もあるので、速やかに下校すること。またその後活動をするものは、教室にて静かに待機すること。

体調不良のため欠席せざるをえない場合は、必ず当日午前8時30分までに学校へ教育プラットフォームで連絡すること。留守番電話の場合は留守番電話に伝言を入れておくこと。

#### (4) その他

ア 校時中の外出は原則として禁止する。昼食は持参するか、学校内食堂を利用すること。

イ 机・椅子・教室や廊下等の壁に落書きしたり傷をつけないこと。また、机の中に私物を放置しないこと。

ウ 万一、器物を破損・汚損した場合は、すみやかに破損届を、生徒指導部を経て事務部に提出すること。原則として弁償しなければならない。

## 5 高校生活について

(1) 互いの人権、人格を尊重し、礼儀正しく品位をもって接すること。

(2) 娯楽遊技場（ゲームセンター等）にみだりに出入りしないこと。

(3) 高校生の出入を禁止している場所に入出入りしてはならない。

(4) 喫煙、飲酒、シンナー・覚醒剤等の薬物使用、暴力行為、競馬・競輪・トランプ等の賭け事、窃盗等、法律に違反する行為は絶対にしないこと。万一行った場合は、同席も含めて指導措置の対象となる。

(5) 外部諸団体への加盟、参加、出場の場合は生徒指導部を通して校長の許可を得ること。

(6) 学校内外を問わず、ホームルーム、部等で行事等を計画する場合は、必ず担任、または顧問の許可を得ること。

(7) アルバイトについては、特別に許可されたものを除き禁止する。

## 6 自動車・バイク等の使用禁止について

(1) 在学中、自動車・自動二輪車・原付自転車（バイク）等の運転免許を取得してはならない。

(2) 「免許を取らない、バイクを買わない、バイクに乗らない、バイクに乗せてもらわない。」の、4ない運動を守り、自他の生命を大切にすること。

(3) 上記に違反した場合は、指導措置の対象となる。